■ 令和4年度 農業生産活動等の実施状況(集落協定数)

1 特件放棄の防止等の活動(複数可) D排作放棄されそうな農用限については、集落内外の担い手農家や第3セクター等による利用権の設定を予閲を表しまりません。 32 低光素農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は本地化を行う。 (2) 低光素農地を協定農用地に含めない場合には、第定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫対策等の保全管理を行う。 (4) 最後定農用地への銀、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。 (6) 協定農用地への銀、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。 (7) 保養温の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。 (8) 原果物の農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。 (8) 原果神地における農産生産活動が維持されるよう担い手(銀定農業者、これに準するものとして申却科長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 (6) 多集落の新たな屋用創出や地域経済の活性化に資する地場農庫物の加工・販売を行う。 (7) 企業の動態な屋用御出や地域経済の活性化に資する地場農庫物の加工・販売を行う。 (8) 企業の事だな屋用創出や地域経済の活性化に資する地場農庫物の加工・販売を行う。 (8) 企業の事だな屋用創出や地域経済の活性化に資する地場農庫物の加工・販売を行う。 (9) 集落の新たな屋用創出や地域経済の活性化に資する地場農庫物の加工・販売を行う。 (9) 集落の管理活動(複数可) D 水路の管理 (9) 2 水路・農道等の管理活動(複数可) D 食園の陰配の管理 (9) 2 水路・農道等の管理活動(複数可) D 食園の権能を増滞する活動(選款の可) D 食場と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 (9) 2 集団・体験農園の開設・運営を行う。 (9) 3 会別を発行を実施する(グリーン・ツーリズム)。 (9) 3 保護化育を実施する(グリーン・ツーリズム)。 (9) 4 集団に定慮した営農を行う(等高線報序、根の振る植物を破間に複載)。 (6) 3 保護化育を実施する(グリーン・ツーリズム)。 (6) 4 集団を産業施する(グリーン・ツーリズム)。 (6) 4 集団を産業施する(グリーン・ツーリズム)。 (7) 5 全期の選水化、不作付地での水振り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (7) 5 全期の選水化、不作付地での水振り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (7) 6 全期の選水化、不作付地での水振り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (7) 6 全期の選水化、活抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑蛇作物の作付け等を行う。 (7) 6 全別は、持抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑蛇作物の作付け等を行う。	■ つれる年度	合計
①排作放棄されそうな機用地については、集落内外の担い手濃家や第3セクター等による利用権の設定等の機能を発行す。 32既常庭農地を協定農用地に含める場合には、協定農用地に思影響を与えないよう草刈り、防虫 対策等の保全性を行う。 30既常庭農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に思影響を与えないよう草刈り、防虫 対策等の保全性を行う。 30既常庭農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に思影響を与えないよう草刈り、防虫 対策等の保全性を行う。 41 ④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点核を行う。 42 60 原産農用地への棚、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。 50 原果静島地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに作するものとして、市が付養が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 50 事業系の新たな雇用側出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 30 事業の新たな雇用側出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 30 事業の能と展別の機大事業、災害復旧及び地自変換(田から畑等へ)等) 2 水路・農道等の管理活動(複数可 3 水の他の施設の管理 4 多面的機能を増進する活動(複数可 3 次の他の施設の管理 5 2 農道の管理 5 3 次の他の施設の管理 6 4 7 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9 9		
設定等や農作業の委託を行う。 28		1
() () () () () () () () () ()	設定等や農作業の委託を行う。	32
対策等の保全管理を行う。 ① 農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。 ② 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。 ② 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。 ② 作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。 ③ 協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに筆するものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 ② 集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 ② 生 水路・農道等の管理活動(複数可 ① 水路の管理 ② 農道の管理 ② と 水路・農道等の管理活動(複数可 ③ と の他の施設の管理 ② 2 農道の特理 ③ 2 の他の施設の管理 ② 2 農道の情理 ③ 3 その他の施設の管理 ② 2 農場に対した。 ② 2 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 ② 3 景観作物を作付ける。 ② 3 景観作物を作付ける。 ② 3 景観作物を作付ける。 ② 5 体験民宿を実施する (グリーン・ツーリズム)。 ③ 魚類・昆虫類の保護を行う(等高線栽培、根の張る植物を戴閉に植栽)。 ③ ないました営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を戴閉に植栽)。 ③ ないました営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を戴閉に植栽)。 ② 4 ないまに見慮した営農を行う(ビオトーブの確保)。 ③ 2 類放的畜産を行う。 ③ 組放的畜産を行う。	②既荒廃農地を協定農用地に含める場合には、荒廃農地の復旧、畜産的利用又は林地化を行う。	0
(2) 協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥献害防止対策を行う。 (3) 協定農用地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。 (5) 化業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。 (6) 8) 協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 (6) 9) 集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 (7) 2) 水路の管理 (7) 2) 2 水路・農道等の管理活動(複数可 (7) 2) 2 水路・農道等の管理活動(複数可 (7) 3) 3) 2 その他の施設の管理 (7) 3) 3 その他の施設の管理 (7) 3 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) (7) 3 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) (7) 3 別様と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 (7) 3 別様と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 (8) 3 別様に比配慮した営農を行う(等高線栽培、根の振る植物を献間に植栽)。 (6) 4 3 の様の保護を行う(ビオトーブの確保)。 (7) 3 の体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 (8) 類別・提出類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 (8) 類別・提出類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 (8) 類別・提出類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 (6) 9 3 単さゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輸作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 (7) 9 3 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4	③既荒廃農地を協定農用地に含めない場合には、協定農用地に悪影響を与えないよう草刈り、防虫 対策等の保全管理を行う。	1
②原界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。 ②の開界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。 ②の事業のの置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。 ③の事業を必要した者、第3をクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 ③の事業の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 ③の事業を必要理活動(複数可 ②の表達を増進する活動(複数可 ③の表別の管理 ③の表別の管理 ③の表別の管理 ③の表別の管理 ③の表別の管理 ③の表別の管理 ③の表別の機能を増進する活動(選択的必須事項) ①をの他の施設の管理 ③の表別の機能を増進する活動(複数可) ②の表別の機能を増進する活動(複数可) ③を物性の施設の管理 ③の表別の機能を増進する活動(複数可) ③の表別の機能を増進する活動(複数可) ③の表別の情報を増進する活動(複数可) ③の表別の情報を増進する活動(複数可) ③の表別と対している。 ②の機能を増進する活動(複数可) ③の表別と対している。 ③の表別と対している。 ③の表別にを表別にを表別にを表別にを表別にを表別にを表別にを表別にを表別にを表別にを	④農地法面の崩壊を未然に防止するため、集落内の担い手を中心に定期的な点検を行う。	41
②作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。 ②協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町付長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 ②集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 ②集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 ②企の他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等) ② 水路・農道等の管理活動(複数可 ② 水路の管理 ③ その他の施設の管理 ③ その他の施設の管理 ① 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) 1 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) ① 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 ② 制田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 ② 景観作物を作付ける。 ② ま壊流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ③ 体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ③ 魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 ③ の種類・足虫類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 ③ の場類・足虫類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 ③ 本質が、足の関係を図る。 ② 地名・シアの は、大阪保証・経験の作用、発展の関係を図る。 ② 地名・シアの は、大阪保証・経験の作用、発展の関係を図る。 ③ 独放的 音産を行う。 ③ 地名・シアの は、大阪保証・経験の作用、発展の関係を図る。 ③ 地名・シアの は、大阪保証・経験の作用、発展の関係を図る。 ③ 地名・シアの は、大阪保証・経験の作用、発展の利用、新作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ③ 地名・シアの は、大阪保証・経験の作用、新作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	⑤協定農用地への柵、ネット等の設置等により鳥獣害防止対策を行う。	15
8 協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手 (認定農業者、これに準するものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 9 集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 0 その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等) 2 水路・農道等の管理活動(複数可 ① 水路の管理 (2) 農道の管理 (3) その他の施設の管理 (4) 多面的機能を増進する活動 (選択的必須事項) 1 多面的機能を増進する活動 (選択的必須事項) 1 多面的機能を増進する活動 (複数可) ① 農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 2 棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 (6) 急機に物を作付ける。 ② よ壊流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ③ 体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥ 魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 ② 外期の潜水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 8) 組放的畜産を行う。 ② 増きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ② 増きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	⑥限界的農地については、林地化等(そのための買い上げを含む。)を行う。	0
て市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。 ③集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。 ①その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等) 2 水路・農道等の管理活動(複数可 ①水路の管理 3 その他の施設の管理 1 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) 1 多面的機能を増進する活動(複数可) ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 ②制理オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 ③景観作物を作付ける。 ② 上壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ③体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 ①を期の潜水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ③相放的畜産を行う。 ②加速きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ①準きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	⑦作業道の設置、排水改良等簡易な基盤整備を行う。	2
②その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等) 2 水路・農道等の管理活動(複数可 ①水路の管理 3 その他の施設の管理 1 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) 1 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 ②制田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 ③景観作物を作付ける。 ② 土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ③体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトーブの確保)。 ① 冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ③ 粗放的畜産を行う。 ③ 推きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	⑧協定農用地における農業生産活動が維持されるよう担い手(認定農業者、これに準ずるものとして市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等)を確保する。	0
2 水路・農道等の管理活動(複数可 ①水路の管理 56 ②農道の管理 55 ③その他の施設の管理 (2) ③を面的機能を増進する活動(選択的必須事項) 1 多面的機能を増進する活動(複数可) ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 47 ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 (3) 景観作物を作付ける。 2 ④土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を献間に植栽)。 (6) ⑤魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 (7) ⑤魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 (7) ⑤魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 (6) ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 (7) 「例を期の潜水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (6) ⑤鬼類が高産を行う。 (7) ⑥を期の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 (7)	⑨集落の新たな雇用創出や地域経済の活性化に資する地場農産物の加工・販売を行う。	1
①水路の管理 50 ②農道の管理 55 ③その他の施設の管理 65 ① 多面的機能を増進する活動 (選択的必須事項) 7 	⑩その他(土地改良事業、災害復旧及び地目変換(田から畑等へ)等)	1
②農道の管理 3 その他の施設の管理 1 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) 1 多面的機能を増進する活動(複数可) ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 ②景観作物を作付ける。 ②土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ③体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ①冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ③粗放的畜産を行う。 () ③粗放的畜産を行う。 () ②地きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	2 水路・農道等の管理活動(複数可	
③その他の施設の管理 II 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) 1 多面的機能を増進する活動(複数可) ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 (3)景観作物を作付ける。 ④土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ①冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (6) ⑧粗放的畜産を行う。 (7) ③地きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 (6) ①学の他(①水路の管理	50
 ■ 多面的機能を増進する活動(選択的必須事項) ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 ③景観作物を作付ける。 ④土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 郷粗放的畜産を行う。 ⑨増きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ①その他、(②農道の管理	52
1 多面的機能を増進する活動(複数可) ①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 2棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 (3 景観作物を作付ける。 ②土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ②体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ②今期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ②粗放的畜産を行う。 (6 額粗放的畜産を行う。 (7 多期の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。	③その他の施設の管理	0
①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。 47 ②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 (③景観作物を作付ける。 2 ④土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 (⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 (⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 (⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (郷租放的畜産を行う。 (⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 12 ⑩その他()	2	
②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。 ③景観作物を作付ける。 ④土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ①冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ②地きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ①その他(1 多面的機能を増進する沽動(複数円)	
③景観作物を作付ける。 ②士壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ①冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ②物は水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ②物はかい音産を行う。 ②地きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ①その他(①農地と一体となった周辺林地の下草刈り等を行う。	47
① 土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。 ③ 体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。 ⑥ 魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ① 冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ② 8 粗放的畜産を行う。 ② 増きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ① その他(① その他()	②棚田オーナー制度の実施、市民農園・体験農園の開設・運営を行う。	0
③体験民宿を実施する (グリーン・ツーリズム)。 (⑥魚類・昆虫類の保護を行う (ビオトープの確保)。 (⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (⑥鬼類・昆虫類の保護を行う。 (⑥鬼類・昆虫類の保護を行う (ビオトープの確保)。 (1) (⑥鬼類の温水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (1) (⑥鬼類の心臓・にない、ないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにないにな	③景観作物を作付ける。	2
⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。 ①冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 ③粗放的畜産を行う。 ②堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 ①その他()	④土壌流亡に配慮した営農を行う(等高線栽培、根の張る植物を畝間に植栽)。	0
①冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。 (1) ②粗放的畜産を行う。 (2) ②堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 (1) ②その他 ()	⑤体験民宿を実施する(グリーン・ツーリズム)。	0
8粗放的畜産を行う。 (9堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。 12 10その他 ()	⑥魚類・昆虫類の保護を行う(ビオトープの確保)。	1
③粗放的畜産を行う。②堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。①その他 ()	⑦冬期の湛水化、不作付地での水張り等の鳥類の餌場の確保を図る。	0
⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を行う。⑩その他 (⑧粗放的畜産を行う。	0
⑩その他 ()	⑨堆きゅう肥の施肥、拮抗植物の利用、アイガモ・鯉の利用、輪作の徹底、緑肥作物の作付け等を 行う。	12
	⑩その他 ()	0